

山梨県環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成26年9月5日(金) 13:30~15:00

会議出席者

< 環境影響評価等技術審議会委員 >

石井委員、片谷委員、工藤委員、坂本委員、佐藤委員、角田委員、福原委員、湯本委員

< 事業者 >

大月バイオマス発電(株) 代表取締役 有坂氏

(株)環境研究センター 代表取締役社長 片野氏

環境事業部 事業部長 三浦氏、課長 北坂氏、課長 勝間氏、
主任 飯村氏

(株)大林組 技術本部ビジネス・イノベーション室 副部長 末永氏、長瀬氏

同室 プロジェクト2課 課長 阿山氏、副課長 萩原氏

エンジニアリング本部 環境施設エンジニアリング部 上級主席技師 浅葉氏

エンジニアリング本部 環境施設第2課 担当課長 名倉氏

< 事務局 >

森林環境総務課 前沢課長、河西課長補佐、土橋副主幹、渡邊主任

次第

1 開会

2 森林環境総務課長あいさつ

3 議事

議題1 大月バイオマス発電事業 環境影響評価準備書

議題2 その他

4 閉会

資料

資料1 環境影響評価準備書手続の状況

資料2 知事意見(案)

資料4 意見整理表

資料5 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録(平成26年8月6日開催)

1 開会

河西課長補佐

本日は、皆様にはご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

2 あいさつ

河西課長補佐

それでは、お手元に配布しております次第に従いまして進めさせていただきます。まず始めに、前沢森林環境総務課長より、ごあいさつ申し上げます。

前沢課長

本日はお忙しいところ、技術審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の議題となる案件は、大月バイオマス発電事業に係る準備書でございます。

大月バイオマス発電事業の案件につきましては、18日が知事意見提出の期限となっており、今回が最後の審議会になります。限られた時間ではございますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、引き続きお力添えをいただけますよう、お願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

3 議 事

河西課長補佐

続きまして、審議会の開催要件の可否について報告いたします。

本日は、15名の委員のうち、8名の出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に基づき、本審議会が成立することができる旨、ご報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。

次第、資料1、資料2、資料2-1、資料3、資料4、資料5、委員名簿、報道発表資料。それから事業者から提出された資料ですが、事業者資料意見整理表、事業者追加資料一覧、事業者資料7。資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。

続いて、当審議会を円滑に進行するため、傍聴人の皆様への留意事項を申し上げます。会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対して公然と賛否を表明しないこと。

騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。御協力をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長は条例第47条第10項に基づき、会長が務めることになっておりますので、片谷会長、議事進行をよろしく申し上げます。

片谷会長

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。ということでご確認をお願いします。「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行いますのでよろしく願いいたします。

また、非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会議室から退出願います。

以上、ご協力をお願いします。

本日の議題であります、「大月バイオマス発電事業 環境影響評価準備書」については、事業者からの追加資料について、事務局から説明いただいた後、知事意見（案）について説明いただき、意見交換を行います。

議題 1

片谷会長

それでは議題1にはいります。

では、追加資料の説明を事務局からお願いします。

事務局：土橋副主幹

本日までに事業者から提出された資料について説明させていただきます。内容については、8月6日（前回）の審議会において、最新の事業計画が示されたことが前提になっております。そのため、準備書に記載された環境影響や環境保全措置の検討等については、最新の事業計画を反映したものを考慮した検討が必要です。

それから、最新の事業計画は、評価書において、準備書に記載した計画に対する複数案として整理するとともに、現在の計画よりも環境に配慮したものとなるようにしていただく必要があります。

なお、これらの資料については、意見整理表と共に取りまとめ、評価書に記載し、内容は関連部分に反映していただきます。

質疑等については、事業者に対応していただきますので、ご了承ください。

それでは、説明に入ります。まず資料については、「意見整理表」がございます。それから「事業者追加資料一覧」、それに付随して「資料7 取水排水に係る複数案の検討」という資料がございます。順を追って説明いたします。

まず、資料一覧の方から説明させていただきます。事業者資料1をご覧ください。8月6日の審議会において示された事業計画を基に取りまとめられたものでございます。緑地について前回の審議会でも議論にあがりましたが、緑地については2種類ございます。一つは、計画地南側の緑地緩衝帯という部分です。こちらは事業計画地を概ね南北に分けた南側のイメージです。逆に北の笹子川の部分については、計画地北側の建物外周の緑地として、知事意見でもそのように表現しております。

計画地の北側には外周の緑地が整備され、発電施設の内部には、芝生等が敷設される計画となっております。送電事業者の鉄塔については、計画地東側に設置されるということで、レイアウトが示されました。

この施設レイアウトを示すに当たりどのような検討が行われたかということを説明したのが、事業者資料2になります。施設配置の基本的な考え方は、山側（南側）には、形状が複雑な機器を配置し、川側（北側）の近隣集落、甲州街道や中央線等から施設が見える方向には、形状がシンプルな建屋等を配置される形になっております。

特に北側については、色彩デザインによる周辺環境との調和、分節デザインによる圧迫感の低減を考えているとのことです。資料3-1、3-2に施設配置の検討経緯が示されております。

続いて事業者資料4になりますが、資料4-1は、建物の色彩に係る検討経緯をイメージ化したものを提出していただきました。こういった色彩と背景等を考慮する中で、現在事業者案として示されているのが、資料4-2になります。

資料4-2には、日本の風土にあう伝統色ということで2案、自然に調和するアースカラーによる配色デザインということで1案、計3案が示されております。この写真の段階では、「建物外周の緑地」については、復水器周辺に少し植栽されておりますが、後程植栽を考慮したものをお示いたします。資料4-2は親水公園からの風景です。資料4-3、4-4、4-5については、対岸集落からの視点場からの風景ということで取りまとめていただいたものです。それぞれ、3案の複数案を示していただきました。

続きまして、事業者資料5-1～5-6の資料になります。こちらは植栽計画と樹種一覧等が示されたものです。まず資料5-1については、植生図に施設配置計画を当てはめたものです。植栽密度等の詳細な植栽計画については、評価書までに取りまとめていくということで伺っております。

資料5-2の表1については、主に計画地北側の「建物外周の緑地」に植栽予定の樹種の一覧です。植栽時は3～6mのものが、将来約10年後を想定すると、高木の樹高は5～10mなるという種を選定していただいております。資料5-3には、植栽エリアを際立たせて記載していただいた資料になります。

資料5-4、5-5を合わせてみていただければと思いますが、資料5-4については、植栽直後の高木等の様子が示されております。資料5-5については、10年後を想定して、生長後の様子です。樹木によって建物が少し見えにくくなるということです。

それから南側の緑地緩衝帯については、資料5-6に断面図を記載していただきました。これは、事業計画地の南側の中央付近というイメージということですが、これについては、既存道路が計画地の南側にあるのですが、現状木が生えてしまったり、舗装もしていないのですが、これらを舗装はせずに草刈等で管理していくと聞いております。そういった部分もあり、動物の移動経路を有するような部分として機能が見込めるということです。

断面図については、落石防護柵の位置の違いにより2案示されています。フェンスについては、下部に30cm程度の隙間を作り、小動物の移動の支障にならないものを設置するとのことです。

続いて事業者資料6～7です。資料6は、8月6日の技術審議会において、事業者が述べた、取水・排水地点の複数案のとりまとめ結果であり、資料の中では、事業者は設計コストを含めた場合案2が適当である旨、とりまとめられております。評価書においては、当該資料の取りまとめにあたり、水質、水生生物などの環境影響評価項目毎に予測結果を取りまとめた後、総合評価において当該資料が成果品となります。

今回については、資料6中の水質に関連する部分の予測の結果を取りまとめた資料が資料7です。資料7について、概況だけ説明させていただきます。

予測条件としては、取水量、取水方法については、24時間の定量で取水し、取水量は3.6m³/日～1.1

0.4 m³/日になります。これについては、渇水期については3.6 m³/日、それ以外の時期については、その時点の流量の23.1%を上限として取水を行っていくということです。23.1%とは、渇水期にA沢から取水した場合の割合で、他の時期においても同じ割合で取水することです。排水についても、24時間定量で排水し、年間を通して72m³/日を河川に放流することです。その際の排水温度は20度、水素イオン濃度は5.8~8.6、BODについては25mg/L、浮遊物質量は50mg/Lとして、排水の水質を設定しているとのこと。予測地点については、3ページをご覧ください。複数案の概要として、位置図と取水地点及び下流側の河川の状況について、コメントがつけられております。これを簡単なモデルで示したのが4ページになります。これについては、取水地点、排水地点、予測地点を模式的に整理したものです。5ページから9ページまでは現況の調査結果です。10ページは、複数案の比較検討の結果になります。この表は、影響が一番大きいと思われる渇水期における水温やpH、BOD、SS、流量の変化を整理したものです。これらをグラフ化したものが、11ページから26ページまで個々に掲載しております。各案について、水温に大きな違いはありませんが、それ以外の項目については、変化がわかるようになっております。これらを最終的に取りまとめたものが30ページの検討結果の取りまとめになります。この段階では、あくまで水質だけの比較で各案のスコアをつけてあります。以上が追加資料の説明になります。30ページ以降の資料については、予測地点ごと、項目ごとのグラフになっております。

最後になりますが、事業者資料意見整理表という資料をご覧ください。資料中、太字になっている部分が、見直しされた部分になります。主な変更点としては、意見番号200の外周の植栽の関係です。前回、高木植栽は実施しないという事業者からの説明がありましたが、検討を踏まえて、見解が修正されております。最終的には、建物の色や形状、植栽等も検討し、周辺住民からアンケートを取る中で、最終的なもの決めていきたいということが記載されております。それから5ページをご覧ください。これまでは発生土について、場内でバランスを取るため排出されないという説明でしたが、計画地の土壤を確認した結果、土壤改良を加える必要があるということで、11,000m³程度を排出するということになっております。それについては、今後評価書に進むに当たり、準備書の予測結果や環境保全措置への影響を検討して、その結果を取りまとめて評価書に反映していくという見解が示されております。続いて、6ページですが、A沢における水量のバックデータが示されております。7ページ以降は、準備書の内容で特に修正したということで報告があった部分です。この中で廃棄物の部分になりますが、今後焼却灰の処理については、廃棄物処理法に基づく処分に加えて、将来的には自社でも行っていきたいということが追加されております。以上が、事業者から提供された資料です。

片谷会長

ありがとうございました。前回、多くの指摘が生まれて、その場で回答いただいた部分もありましたが、持ち帰りになっていた部分もございました。それに対して、追加の回答又は追加資料の提出がありました。これらの資料については、実際ではありましたが、一部の資料を除き、事前委員の皆様へ送付いただいていると思います。事務局から一通り説明いただきましたので、今説明いただいたことについての質問意見を承りたいと存じます。

坂本委員

水質の件ですが、排水のBODが25mg/L以下という目標値が準備書段階で記載されていますが、その

ような水質の排水が出るのでしょうか。ここでは 25mg/L で計算されていますよね。そこで、確認しておきたいのですが、排水処理して 25mg/L ということであれば、原水はもっと濃度の濃い廃水が出るのでしょうか。以前説明いただいたのは、ボイラーや純水装置、冷却塔など、あまり水質が悪い廃水が出るとは思っていなかったのですが、いかがでしょうか。

片谷会長

こちらは、事業者から説明いただきたいと思います。ご担当の方、よろしくお願いいたします。

事業者：浅葉氏

使用する井戸を現在試掘しております、井戸水の水質が未定ということで、その辺の計算ができていないということでございます。生活排水もございまして、一般的に申しますと生活排水は BOD100mg/L など多くございます。おっしゃる通り、井戸水の水質が良ければ、ボイラーあるいは冷却水関係は、そのように濃度の高いものではありません。25mg/L というのは、目標値であって、設計としてはそれより下げる設計数字になると思っております。

坂本委員

他事例との実績等は関係なく、25mg/L を設定したということでしょうか。

事業者：浅葉氏

基本的には、新しい技術を使えば数値は小さくはなるのですが、経済的バランスを取りまして、25mg/L 以下で設計することを考えております。

坂本委員

生活排水も入れたら 100～200mg/L の廃水が出てくるので、それを 25mg/L にするというのでしょうか。

事業者：浅葉氏

生活排水は、一般的には浄化槽になるので、浄化槽ですと現在の技術では 15mg/L には落とすことができます。

坂本委員

そうですね。それを処理して 25mg/L というのは、よほど原水が高いのかと思ったのですが、それはどのようなことでしょうか。

事業者：浅葉氏

設計する場合には、目標値がなければ設計できませんので、25mg/L という準備書の数値がありましたので、これを最大値として設計するというので、設計の際には 20mg/L などになると思いますが、これは予測の数値です。

坂本委員

排水の水質も予測でしょうか。

事業者：浅葉氏

添加剤なども環境に優しい添加剤を、経済的観点から選択しておりまして、そういったものがそろったところで、総合的に考慮して 25mg/L 以下にすると考えております。

坂本委員

BOD 上がるような添加剤を使用するのですか。

事業者：浅葉氏

そういうことではありません。そこまで詳細な設計には進んでおりません。

坂本委員

説明によると、排水の水質も決まっていなくても、一応処理水の数値は 25mg/L に設定しましたということでしょうか。

事業者：浅葉氏

この資料では、25mg/L という設定で記載しております。

片谷会長

25mg/L を最大値として、それ以下になるよう設計するという意思表示であるということです。

事業者：浅葉氏

その通りです。

片谷会長

それでは、次に進みたいと思います。他にいかがでしょうか。

角田委員

水関係の意見が出されておりますので、引き続き質問させていただきます。前回の審議会では、井戸の位置を次回の審議会ですすということだったのですが、井戸ごとの距離など、どのようになったのでしょうか。

事業者：有坂氏

本日も現地で調査しているのですが、調査地点を示した図面を事務局に示しておりませんので、後日速やかに提出させていただきます。

角田委員

まだ掘っていないということでしょうか。

事業者：有坂氏

昨日から掘削を始めています。試掘の位置が決まっています、計画地外になっています。

角田委員

先ほど説明いただいた内容ですと、川からの取水量が決まっておりますので、井戸から取水する量は変化するという事です。井戸水は確保できるとして計画しているとのことですが、大丈夫でしょうか。要するに4本の井戸を掘削するという事なので、各井戸が干渉しないのかという質問です。

事業者：有坂氏

その辺も併せて後日提出させていただきます。

片谷会長

この辺は、知事意見(案)の中には、井戸のことは触れられているのでしょうか。

事務局：土橋 L

井戸の本数や位置については、記載しておりません。

片谷会長

それでは、評価書以前で掘る位置が確定した段階で、ご報告をいただくということにせざるを得ないですね。知事意見の期限が決まっておりますので、もちろんそれ以前に間に合えば各委員に送付していただければと思いますが、知事意見を事業者に送付するまでに間に合わない可能性が十分にありますから、それ以降であっても、事務局に提出していただき、評価書にはその情報も盛り込んでいただくということによろしいでしょうか。

事業者：有坂氏

はい。

角田委員

水の確保は大丈夫ということでしょうか。

片谷会長

川からの取水量が結果として増えてしまったということではいけません。

事業者：有坂氏

調査できるという大前提で、今回評価をさせていただいております。現在調査中なものですから、確

定した数値は出ていないということでございます。

片谷会長

事業地域外で井戸を掘り始めているということですが、そうすると水量が十分確保できる井戸が見つかるまで、かなり広い範囲を試掘する可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

事業者：有坂氏

今日図面をお持ちすればよかったのですが、あまり遠くに掘削しても経済性が伴わないので、近くで考えております。緩衝しないような位置にはなっていると思いますので、また後日図面をご覧になっていただき、ご指摘いただければと思います。

片谷会長

準備書に対する知事意見には間に合わない話ですので、情報が入り次第、特に地下水に関わられる委員には適宜照会するというので、対応してください。

では、他のご質問ご意見を伺います。

佐藤委員

排水の水温に関するのですが、事業者資料6で複数案の検討表を作成していただき、一番右に評価欄があり、第2案が()になっていますが、一番基本的なことは使用した水を排水するときに、水生生物への影響を最小限に抑えるのであれば、同じ水温で戻すということが最も適当です。その場合、排水量は24時間定量と記載されており、1時間当たりでは3m³ですよね。3m³くらいの水であれば、外気温に戻すことができるのではないかと考えるのですが、それは不可能なのでしょうか。

片谷会長

排水の温度をコントロールし、取水時と同じ温度にすることは技術的に可能なかどうかということですが、いかがですか。

事業者：浅葉氏

発電所の機能から、排出される水としては、ボイラーがありましてこれが140度くらいのブロー水があります。およそ0.5m³/hで、途中空冷で40度くらいに下がります。これは年間同じ温度でございます。

他には、冷却水のブローでございます。冷却水はご存知のとおり外気温に比例して温度変化します。だから今20というの、夏場30度くらいの外気温であれば、37度くらいの廃水が発生します。当然冬になれば外気温が低いので、15~17度くらいの廃水になると思います。

それから、純水のブロー水ですが、これも20~25度の使用温度になるので、トータルでは外気温にはならないということで、20度をターゲットにして冷却装置を入れてコントロールするというのが今の数値でございます。

佐藤委員

20 度になる仕組みはわかりましたが、私の質問は 20 度以下にできないのかという質問ですが、いかがでしょうか。

事業者：浅葉氏

技術的には可能です。先ほど水質の話がありましたが、準備書でターゲットが 20 度としておりまして、今回そういったご意見であれば、技術的には下げることが可能です。

佐藤委員

たぶんそうなのだと思います。なるべく外気温に近づけて排水するのであれば、示していただいた事業者資料 6 についての最後の評価は、変わってくるのではないかと思います。どう考えても普通に読み取れば、3 案の方が適当ではないかと思います。排水温度 20 度にこだわると、20 度がこの表を支配してしまいますが、20 度がコントロールできるのであれば、3 案が良いのではないかと思います。その辺は 3m³/h ですので、何等かの工夫が可能ではないかと思います。

片谷会長

一方で、温度を下げるのにまたエネルギーを使うということで、エネルギー効率を高めるというのが、バイオマス発電でなるべく環境負荷を減らそうという趣旨の事業ですので、それとの兼ね合いにはなるのだと思いますが、確かに佐藤委員が指摘されたように、もっと排水温度を下げるのであれば、この資料 6 の最終評価は少し変わってくるのだと思いますので、再度検討していただきたいと思います。これは知事意見案には入っているのでしょうか。

坂本委員

ちょっと誤解していたのかと思ったのですが、知事意見で複数案を検討するようと言われたので、検討したとしたら、こんな形になりますという見本と考えてよろしいのですよね。だから実際にはもっと違う排水ですし、この場でどの案が良いと判断してもらうわけではないのですよね。どこが判断するのですか。

事業者：浅葉氏

今私どもが設計的に考えられる案が 3 案あるということです。評価的には 2 番がよいとなっておりますが、おっしゃるとおり 3 案も有力と考えております。これから河川管理者等と協議するわけですが、末端になると川幅が狭く、そこにポンプを設置しなければならない。ポンプを設置するとなると電気を使用する、音が発生することなどを考慮すると、3 案は少し点が下がるのではないかと考え、設計的には 2 番の妥当性が高いのではないかとまとめております。

坂本委員

この場合は、どの案が良いと判断する場ではないのですよね。誰が判断するのですか。事業者ですか。

片谷会長

これはアセスの審議ですから、ここで設計の内容を我々が決めるという場ではありません。こういう比較検討したうえで、最終的には事業者が決定するということに対して我々としては、アドバイスするレベルですから、そういう意味でのご意見は出していただきたいと思います。ここで結論を出すということではありません。

坂本委員

そういう意味では、排水濃度は現実的な排水で考えていただきたいと思います。

片谷会長

佐藤委員や坂本委員からありましたご指摘は、今後の設計最終決定までの段階で、十分考慮していただくようお願いするというのが、今日この場でのこの件に関する結論だと思います。

もちろん河川管理者との協議がこれからあるでしょうから、その段階で河川管理者のいうことだけではなく、環境配慮ということも忘れずに交渉を進めていただきたいと思います。

では、他のご意見ご質問を伺いたいと思います。

それでは、欠席委員からの意見はどのタイミングでご紹介していただけるでしょうか。

事務局：土橋副主幹

はい。

片谷会長

では、まだ出席されている委員からのご意見もうかがうことはできますが、とりあえず一旦欠席委員からの追加資料として出されている意見を事務局から説明していただきたいと思います。

失礼しました、出席されている石井委員の意見もございました。まず欠席されている委員の意見を願います。

事務局：土橋副主幹

この意見の中には、意見案に対するものと、事業そのものに対するものがございしますが、一括してここでご紹介させていただきます。

まず田中委員のご意見から紹介いたします。要点としては3つございます。

一つ目は、環境保全措置の検討についてということで、回避、低減、代償といったミティゲーションヒエラルキーの記載が明確になったこと

二つ目としては、計画地北側の緑化について、緑化には、「構造部への緑化」と「周辺緑化」が想定されるので、両者ともに、修景と動植物、生態系に対する機能を持たせることが良いのではないかと。

三つ目としては、知事意見（案）に壁面緑化等の構造物への緑化の検討についても記載してはどうかということが、北側の緑地についての意見でございます。

もう一つ、動物の移動経路の確保ということで、これは主に計画地南側の緑地緩衝帯に関するのですが、これについては、事業の実施により動物の東西への移動が分断されてしまわないよう、十分な幅を持った移動経路の確保していただきたいということ。もう一つ、移動経路については、フェンス等に

より遮られないような配慮をしていただきたいということ。

主にこういった意見でございます。

次に石井委員になりますが、こちらはいかがいたしましょうか。

片谷会長

これは石井委員からご発言いただくとして、杉山委員からの意見をお願いいたします。

事務局：土橋副主幹

はい。杉山委員の意見ですが、知事意見（案）について意見はありませんとのことでした。

また、先ほど坂本委員からもご意見がありましたが、取水・排水の複数案について、事業者資料7の結果を見ると、事業者が検討している案3が良いのではないかとご意見をいただきました。

もう一点、井戸水の起源について、やはり井戸の設置目的や井戸工事の状況等により、地下水の起源を特定することが難しい場合があるということも視野に入れておいた方が良いという意見をいただいております。

片谷会長

ありがとうございました。

石井委員のご意見は、知事意見に対する意見でしょうか。追加資料に対する意見でしょうか。事業者からの回答をいただきたい部分があれば、先にご紹介いただいた方が良いでしょう。

石井委員

事業者から回答いただきたい部分はありません。

片谷会長

では、後程ご説明いただきたいと思います。本日提出された追加資料に対するご意見やご質問などのご発言があればお伺いいたします。田中委員や杉山委員は追加意見を出されておりますが、特に前回の発言の多かった植栽関係ですね。鈴木委員。川については、多く意見があったと思いますが、湯本委員何かご意見はございますか。

湯本委員

水生生物について、カワモズクだけが配慮の対象のようになっていましたが、笹子川自体に対する配慮をしなければ、溪流業を主体とする河川ですので、汚染水が出るというのは良くないのではないかと思います。

片谷会長

知事意見には入っていますか。

事務局：土橋副主幹

ただ今の意見については、知事意見の中で事後調査の対象をカワモズクの生息域を含む河川という表現に修正し、対象を広げるような形で対応いたしました。

前回いただいた審議会の意見については、今回知事意見を取りまとめるにあたってフィードバックしております。

片谷会長

分かりました。では、前回指摘が出たところについては、基本的には知事意見の中に反映されているということですので、一旦ここで今日の追加資料に対する質疑は打ち切りまして、次に知事意見の案を説明していただき、必要が生じた場合には少し戻って事業者に回答をしていただくこともしたいと思います。一旦、知事意見案の審議に移りたいと思います。では資料2の説明を事務局からお願いします。

事務局：土橋副主幹

では、知事意見案の説明をさせていただきます。説明については、何か所かかいつまんで説明させていただきます。よろしいでしょうか。

片谷会長

特に、前回骨子として出ておりますので、前回含まれていなかったことや前回の議論に基づき色々と修正されたところをピックアップする形でご説明をお願いします。

事務局：土橋副主幹

分かりました。では、前回の審議会以降、主に修正した部分を説明させていただきます。

まず全体的な部分について、田中委員からあいまいな表現をなるべく避けるべきという意見が出ておりまして、意見から該当する部分を削除しております。

続きまして、意見番号4の環境保全措置の検討に関する部分で、表現をより明確にするようにという意見がございました。それを受けて、「予測結果が華僑基準等を下回っている場合であっても、現在の環境の状況を保持する観点から、事業がより環境に配慮したものとなるよう検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること」として、この部分を追加しました。

次に、4)環境保全措置の位置づけについて、田中委員から回避、低減等の位置づけを明確にするようにとの指摘を受け、「回避」と位置付けた措置については、本県環境影響評価等技術指針の定義に沿って「回避」又は「最小化(低減)」の分類を再検討し、評価書に記載すること。」と表現を修正しました。

続いて個別的な事項の騒音に関して、高木委員から「季節や時間の変動を考慮」することを本文に加えることという意見をいただき、「検討は、季節や時間帯による周辺地域の騒音の状況(変動)についても考慮すること」という表現に修正しました。

水質、水晶、動物、水生生物共通の意見に関連して、佐藤委員から流量の少ないA沢からの取水についてどのように考えるのか、笹子川や伏流水からの取水を検討する必要があるのではないかという意見がございました。こちらについては、「取水地点については、笹子川からの取水を含めより広い選択肢の中から検討を行うこと」と表現を追加しました。

また、A 沢を利用する場合には、事業者が複数案として示した笹子川の合流点付近において取水排水すべきという意見については、アウトプットとしては評価書に持ち越されることとなりますが、今回検討資料が示されておりますので、これを精査して反映していただきたいと思っております。

A 沢から笹子川の合流点までの生物の影響については、事後調査により確認すべきという意見がございまして、事後調査の実施の意見の中に、反映しました。

動植物、景観、人触れ関係の意見で、建物北側の緑化に係る部分で、前回議論があった部分になります。この意見については、坂本委員から評価項目毎に指摘すべき事項を明確にすること。田中委員からは、緑化計画は、十分な緑地が確保されるよう最大限配慮するよう記載すべきではないかという意見がございました。佐藤委員からは、目隠し植栽については事業者見解により高木植栽を行わないこととしているが、特に鳥類の観点からは高木植栽は必要であるので、検討すること。また、田中委員からは、緑地緩衝帯や目隠し植栽といった用語の定義を明確にすることといったご意見をいただいております。それから、審議会以後に、佐藤委員からはあらためて建物周辺について、低い建屋に対して高木植栽は有効であるので、検討すべきであるといった意見をいただいております。また高木の植栽は、建物のボリューム感を低減させることが期待できるので、そういった面からも検討が必要との意見をいただいております。そのような意見を踏まえ、当該意見は全面的な修正を行いました。この部分については、後程新旧対照表で説明させていただきます。

続いて、猛禽類への影響の把握に関する意見について、佐藤委員から、白煙に対する猛禽類への影響評価結果が示されていないといった意見がございました。事業者からは事後調査の対象とするという回答がございましたので、それを踏まえて、事後調査の報告事項として整理いたしました。

もう一つ、工藤委員から送電施設へのバードストライクについてのご指摘がありましたが、これについては、行動圏を考慮した送電線の計画を求めていますので、その意見に包含されることとして整理いたしました。ここについては、大きな変更点はございません。

動物の項目で、早見委員から、光に対する配慮については、昆虫だけでなく、動物にも配慮したものとなるように記載を修正することという意見をいただいております。事業内容から投光器クラスの照明が予想されるので、光漏れといった部分についても検討すべきではないかという意見もございました。これらの意見を踏まえ、昆虫から対象を広げまして、計画地周辺の動物の生息に配慮した照明設備の検討という形に修正しました。意見では、「当該施設が 24 時間操業することを考慮し、夜間の動物の行動、昆虫類の走行性等への影響を考慮した器具の採用や光漏れを低減する旨を評価書に記載すること。また、照明器具の選定は温室効果ガスの削減の観点からも検討」することに修正しております。

次に水生生物に関する意見について、湯本委員から濁水の影響はカワモズクだけではなく、溪流の生物への影響も懸念されるということで、工事中のモニタリングに関する意見について、河川に濁水が流入することによる影響については、カワモズクの生息地を含む下流において、定期的に見回りを実施して把握するとともに、土砂の堆積を確認した場合には、清掃等を実施する旨評価書に記載することといった意見に修正しております。

続いて、景観に関する意見について、石井委員からフォトモンタージュに送電線路、運搬用トラック等を追加することというご意見がございまして、今回事業者から提出された資料には、橋の所と事業所内にトラックが追加されているような状況でございます。また、最新の事業計画を反映させたフォトモンタージュを作成することといった意見についても、今回事業者から資料が出されておりますが、意見

には、「最新の事業計画に沿った施設の構造（形状、色彩等）及び配置計画を複数案に設定し、詳細なフォトモンタージュを作成したうえで、」という文章を追加させていただきました。

また、今回は温室効果ガスの項目でエネルギーに関する意見を記載しておりましたが、アセスの内容と直接関係ないとの意見もありましたので、意見を削除いたしました。

最後に、動植物、景観、人触れの意見の修正については、新旧対照表を作成いたしましたので、ご覧ください。当該意見について、緑化を早期に行うことという内容の意見を前文に記載しておりましたが、主に景観の項目に係る部分ですので、内容を修正して移動しております。修正に当たっては、田中委員からもご指摘がありましたが、つる植物の導入や壁面緑化などは早期に緑化を行う方法の例を追記しております。また、景観の項目にあった「大型施設や煙突など植栽による効果が十分見込めないものについては」という部分については、景観のみに関係する部分ということで、個別事項の景観の項目に環境保全措置の検討という項目を作成し、移動いたしました。もう一つ追加したのは、今回追加で提出されたフォトモンタージュを確認したところ、北側にある程度の高さを持った造成法面が、新たに出現するというので、その壁面についても修景効果が見込める加工を行っていただきたいということで、追記しております。

以上、前回から今回にかけて修正した部分でございます。

片谷会長

ありがとうございました。では、これに関連して先ほどの石井委員ご発言をお伺いしたいと思います。

石井委員

一応この意見の大部分が反映されているのですが、せっかく資料を作成していただいたので、確認とより具体的なことを記載してありますので、読ませていただきます。

北側の施設の壁面について、施設の量感の低減を図るようなことを検討してください。かなり大きな面ができます。それからやり方ですけれども、壁面が均一とならないような検討をお願いします。それから、環境保全措置としては次のようなことが考えられるのではないかとということで、目地を入れるとか、こちらには波板鋼板等で凹凸を付けるとありますがもう少し大きなスケールで凹凸をつける。それからコンクリート壁面の立体的な処理が考えられます。留意事項としては、遠くから見たときに、背景の山林の色や凹凸のスケールと建物の凹凸等を考えると、もう少しおさまりが良くなるので検討してください。壁面の緑化はどちらかということ田中委員のご意見です。

3番目として、建物の色彩ですが、資料の中に色彩を検討したような図がありましたが、一言でアースカラーといっても、色々な色がありますので、どのように現地の色彩を合わせたのかということを検討してください。

それから、面積の効果についても検討してください。邪魔にならない色として検討してもそれが広い面積になれば、邪魔になったりしますので、検討をお願いします。

心配なのは、植栽です。北側で建物に接近しているので、ただでさえ日が当たらない場所で、しかも建物の陰になりますのでほとんど日が当たらないと。そのようなところに植えるということですので、本当に機能するのか、しっかり検討していただきたいと思います。

煙突について、本日いただいた資料では、着色されているものもございしますが、複数案を比較したフ

フォトモンタージュについては、すべて同じ色ですので、そこを検討していただきたいと思います。

また、先ほども話がありましたが、法面をどうするのかということを検討していただきたいと思いません。

それから鉄塔についてですが、鉄塔の形はもう少しいろいろな形が考えられると思いますので、検討をお願いします。

少し気になったのですが、時間がなくて作成できていないと理解しているのですが、フォトモンタージュを作成する地点については、準備書にあるいくつかの影響が中以上の所はすべて作成していただくということによろしいでしょうか。

事業者：勝間氏

今回は間に合いませんでしたので、設計図をいただいてから作成することになります。これは前回と同じレベルで作成させていただきます。

石井委員

その確認だけであれば結構ですので、以上です。

片谷会長

ありがとうございました。知事意見案に対する追加の意見はないということによろしいでしょうか。

石井委員

はい。

片谷会長

分かりました。それでは、他の委員の方から、この知事意見の案に対するご意見をいただきたいと思いません。

福原委員

個別の知事意見に対しての意見ということではありませんが、少し広げて確認したいと思います。壁面緑化を含めた緑化について、先ほど石井委員がおっしゃったように、その地域とマッチする、その地域で育つ種ということも大事なのですが、私が懸念しているのは特に道路環境の整備をやった時に、法面を緑化した影響が今出ていて、元来日本になかったような外来種が結構増えてきています。特にあるシーズンに目立つのは、台湾から入ってきたのではないかと思います。タカサゴユリというのがあります。あれが非常に増えてきています。今回の場合も、河川に近いところにあるわけですから、広域に外来種が影響することも懸念されますので、そういった外来種が影響することもあるので、そのような考えで緑地化などを進めていかなければならないと思っております。その辺については議論したでしょうか。

事務局：土橋副主幹

その部分については、知事意見の中で以前は外来種といった表現を用いておりましたが、今回の知事意見では植栽に関連する意見で、p8の下から2行目になりますが、(1)(ア)アに「計画地周辺の植生を考慮した樹種を選定すること」という表現で意見を述べております。

福原委員

この意見には、今言ったような意見も含まれていると考えてよいでしょうか。

片谷会長

これは、知事意見ですので、どこまで具体的に記載するかということもごございます。前回は個人的な意見を発言したのですが、この中には外来種の混入を防ぐという趣旨も含まれているということ、今日ここで、福原委員のご発言があったので議事録に残りますし、あとは事務局から事業者のみなさんへの指導という形で反映していただければよいかと思えます。あまり具体性を追求してしまいますと、知事意見が肥大化してしまい、大量になってしまうという心配もあるものですから、議事録に残ることももちろん審査の一部ですので、今回はこれでよろしいかと思えます。福原委員、よろしいでしょうか。

福原委員

結構です。

片谷会長

他にいかがでしょうか。

私から一つ、修正を求めるものではありませんが、p2に事後調査計画の策定という意見がございます。(7)3)に「調査地点は予測地点と整合するように」とか、「地域住民等から要望があった場合には柔軟に対応するように」ということが記載されているのですが、今回のこの準備書の事後調査計画の所を見ますと、かなり積極的に取り組まれる姿勢が見えていますので、これ以上記載を具体的にする必要はないと思いますが、この事業はまだ日本中でも先行事例がわずかしかない新しい種類の事業ですので、やはり事後調査の結果に対する他都道府県からの関心も高いと思えます。ですから、できるだけ事後調査を充実するというのが求められるといいですか、社会的責任として求められますし、あるいは良いデータを提供することが、事業者の企業としての名声を高めるということもあると思えますので、そういったところを事業者さんにも気を配っていただくとともに、事務局としても、事後調査の充実ということについて、今後しばらくの間フォローしていただく必要があると思っております。これは附帯意見ということで、知事意見に追加する意見ではありませんが、事業者のみなさんに出席していただいておりますので、是非そういったところを意識して取り組んでいただきたいと思えます。

私は一委員としてのご意見を述べさせていただきました。他に何か意見はございますか。

特段ご意見がありませんので、今日の時点では資料2の知事意見案については、大筋で承認されたという扱いにさせていただきたいと思えます。

最終的な期限が18日ということですから、各委員からの追加のご意見をいただける猶予はどのくらいありますか。

事務局：土橋副主幹

10日に庁内の最終調整を予定しており、それには最終案を示す予定でございます。

片谷会長

では、委員の皆様には、再度目を通されて、字句レベルの修正のご意見も結構ですし、内容的な漏れや表現が適切でないといったようなお気づきの点がございましたら、9日火曜日の朝までに、事務局に御連絡をお願いいたします。

いただいた修正意見について、どのような扱いにするかということについては、大変恐縮ですが、いつものように事務局と私の間でやり取りをさせていただくということでご一任いただきたいと思いますので、是非ご了承ください。

それでは、本日のこの案件に関する審議は終了させていただきます。

議題2

片谷会長

その他というのは、何かございますか。

土橋副主幹

特にございません。

片谷会長

それでは本日の審議をすべて終了したいと思います。

事業者の皆様にはこれから作業をしていただかなければなりません、是非良いアセス事例になるよう、最大限の努力をお願いいたします。

では、事務局にお返しします。

4 閉会

進行 河西課長補佐

片谷会長、ありがとうございました。これをもちまして、環境影響評価等技術審議会を終了いたします。

長時間の御審議、ありがとうございました。